

(目的)

第1条 この規程は、学習院（以下「本院」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、本院の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、教職員（本院の業務を行う者であって本院の教員及び職員以外の者を含む。）及び役員（以下「教職員等」という。）が、本院の業務遂行において、関係法令及び本院諸規程を遵守することはもとより、社会規範を十分に尊重し、社会的良識をもって行動することをいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本院におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、各学校の教育研究の発展及び法人の健全な管理運営に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンスの総括責任)

第4条 院長は、法人本部及び各学校におけるコンプライアンスに関する事項を総括する。

2 院長は、本院においてコンプライアンスの推進が図られるよう、教職員等の意識向上に向けた啓蒙活動や関連諸規程の整備等、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

3 院長は、内部監査室による監査の結果のうちコンプライアンスに関する事項を確認する。

4 院長は、コンプライアンス違反の事例が確認された場合、速やかに対応しなければならない。

(各学校長及び事務局長の役割)

第5条 各学校長及び事務局長は、管理、監督又は指導する各学校及び法人本部において、1名以上の推進責任者を置き、必要に応じてコンプライアンス推進に関する諸規程を定め、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

2 各学校長及び事務局長は、推進責任者に対し別に定める様式に基づきコンプライアンスの推進状況報告を求めることができる。

(推進責任者及びその役割)

第6条 推進責任者は、大学・女子大学においては部門（専門職大学院、学部、研究科、附置研究所、学部附置研究所）の長及びその他これらに属さない組織については各々の長、各科においては教頭又は主任教諭、法人本部においては部長又は次長とする。

2 推進責任者の役割は、各学校長及び事務局長の指示のもと、次の各号に掲げる事項とする。

一 ホームページへの関連諸規程の掲載により、学内外にコンプライアンスの重要性の周知をはかり、法令違反を未然に防止すること。

二 必要に応じ、当該組織の業務遂行において、関係法令及び本院諸規程を参照の上、コンプライアンスの確認を行うこと。

(公益通報)

第7条 教職員等は、本院の業務に関して、次の各号のいずれかに該当する可能性があると判断するときは、学習院公益通報に関する規程の定めるところにより通報を行うものとする。

一 法令及び本院諸規程に違反し、又は違反するおそれのある行為

二 前号に掲げるもののほか、本院の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせるおそれのある行為

2 通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でこれを行ってはならない。

(事務担当部署)

第8条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

コンプライアンスに係る対応の流れ

